



いばらきマリッジサポーター結婚相談会

結婚を希望する方のあらゆる御相談にマリッジサポーターがお答えします。親御さんだけでも大丈夫です。事前予約は不要で、相談費用や登録料はかかりませんので、お気軽に御参加ください。マリッジサポーターは、茨城県知事から委嘱を受けて、出会いの相談や仲介などを行うボランティアです。

●日 時 12月8日(日) 10:00~15:00

●場 所 保健センター 多目的室

●内 容 身上書の作成支援, 婚活に向けたアドバイス

※この結婚相談会は、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、矢祭町の合同結婚相談会で、各市町に登録している方のプロフィールを閲覧することができます。

●主催 マリッジサポーター県北地域活動協議会

●共催 茨城県、(社)いばらき出会いサポートセンター、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、R118地域結婚支援活動協議会

問合せ だいが婚活支援ネットワーク事務局(まちづくり課内)

専用ダイヤル Tel 090-7209-4152(平日8:30~17:15)

専用メールアドレス d-net@town.daigo.lg.jp

人権書道コンテスト

入賞作品を展示します

人権週間にちなんで、小学生を対象とした大子町人権書道コンテストの入賞作品19点を展示しますので、ぜひ御覧ください。

●期 間 12月5日(木)~10日(火)

●場 所 中央公民館 ロビー

問合せ 総務課秘書職員担当

Tel 72-1113

大子町健康まつり(健康マルシェ)

の中止について

台風19号の被災状況を鑑み、「大子町健康まつり(健康マルシェ)」は中止とすることにしましたのでお知らせします。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

みんなで築こう人権の世紀

~考えよう相手の気持ち 未来へつな げよう 違いを認め合う心~

12月4日から10日までの7日間は、人権週間です。

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。

人権週間に当たり、人権は自分と同じように他の人にもあることの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

また、12月5日(木)に文化福祉会館「まいん」において、特設人権相談所を開設しますので御利用ください。

問合せ 総務課秘書職員担当

Tel 72-1113

大子町薪ストーブ等設置費補助金

町では、薪ストーブ等の普及を支援することにより、森林資源の利活用を促進し、低炭素社会の構築及び地域林業の活性化に寄与するため、薪ストーブ等を設置する方に補助金を交付します。

●補助対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ・町内に住所を有する個人又は町内に事業所を置く法人であること。
- ・町税等を滞納していないこと。

●補助対象となる薪ストーブ等

薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー、チップボイラー、ペレットボイラー

●補助対象となる要件

次の要件を全て満たす薪ストーブ等が対象です。

- ・町内に所在する住宅、事業所、農業用施設又は集会施設に設置するものであること。
- ・未使用品であること。
- ・薪ストーブ及びペレットストーブについては、二次燃焼機能により排煙を減少させる機能を有するものであること。
- ・令和2年3月末日までに購入し、設置を完了するものであること。

●補助金の額

薪ストーブ等の購入費及び設置工事費の3分の1に相当する額（5万円が限度）

申請に必要な手続や詳細については、町ホームページを御覧ください。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002843.html>

問合せ まちづくり課 TEL 72-1131

ストーブ火災に注意しましょう

寒い時期を迎え、ストーブを用意した御家庭もあるかと思います。

ストーブは暖をとるのにとっても便利な器具ですが、使い方を誤ると大きな火災につながる可能性があります。ストーブを使用する際には安全な使用を心掛けましょう。

●暖房器具の使用時における注意事項

- ・カーテンや障子戸、壁等から離して使用する。
- ・外出するときや寝るときは、完全に火を消す。
- ・暖房器具の上に洗濯物等を干さない。
- ・暖房器具の近くでスプレー等を使用しない。
- ・火をつけたまま給油したり、運んだりしない。

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119

児童巡回相談

児童（18歳未満）、保護者及び一般の方を対象とした相談を行います。予約制ですので、事前にお問い合わせください。

●日 時 12月6日（金）
10:30～15:30

●場 所 保健センター

●相談内容 しつけ、ことば、適性、養育、精神や身体、非行や性格、療育手帳ほか

●相談員 中央児童相談所 児童福祉司、児童心理士ほか

問合せ 福祉課社会福祉担当
TEL 72-1117

農林課、生活環境課、地域包括支援センターが事務室を移転しました

台風第19号による浸水被害のため、次により農林課（農業委員会を含む。）、生活環境課、地域包括支援センターが事務室を移転しました。

●移転先

▽農林課、生活環境課

中央公民館敷地内仮設庁舎（池田2669）

▽地域包括支援センター

保健センター内（大子1846）

●電話番号

農林課 72-1128

生活環境課 76-8802

地域包括支援センター 72-1175

インフルエンザに注意しましょう

例年12月～3月は、インフルエンザが流行する季節です。

インフルエンザウイルスに感染すると、喉の痛み、鼻汁、咳等のほか、38度以上の発熱、倦怠感、頭痛、関節痛、筋肉痛等の症状がみられます。

子どもは、まれに急性脳症を発症することがあり、また、高齢者や免疫力が低下している方は、肺炎を招くなど重症となることがありますので、日頃から家族みんなで予防に努めてください。

●インフルエンザを予防するポイント

- ・こまめに手洗いとうがいをする。
- ・十分な休養とバランスのとれた食事をとる。
- ・室内の加湿をし、空気の乾燥に気を付ける（適切な湿度：50～60％）。
- ・人混みや繁華街への外出を控える。
- ・予防接種を受けていない方は、早急に接種を受ける。
- ・咳が出るときはマスクを着用する（咳エチケット）。

※マスクを着用していても、鼻の部分に隙間があったり、顎の部分が出ていたりすると、効果がありません。鼻と口の両方を確実に覆い、正しい着用を心掛けましょう。

問合せ 健康増進課 Tel72-6611

ノロウイルスに注意しましょう

毎年、冬の時期はノロウイルスが流行します。ノロウイルスが原因で嘔吐、下痢を起こす方が増えています。ノロウイルスは、口から体内に入り感染します。子どもや高齢者など抵抗力が弱い方は、特に注意しましょう。

●ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

- ①感染予防の基本は「手洗い」です。調理前、食事前、外出後、トイレ後などには、必ず石鹸で手を洗う習慣を身に付けましょう。汚れの残りやすい指先や指の間、爪の間、手首などは特に丁寧に洗いましょう。
- ②嘔吐物や下痢の処理に当たっては、使い捨ての手袋及びマスクを着用し、処理した後は石鹸でしっかり手を洗うとともに、うがいもしましょう。
- ③汚染された場所や衣類などは、熱湯、塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- ④カキなどの二枚貝は加熱をしっかりとしましょう。調理に使用した調理器具も消毒することが大切です。

問合せ 健康増進課 Tel72-6611

米食味計の設置場所が変わります

大子産米の販売促進、ブランド化の推進を図るために導入した米食味計について、以下のとおり設置場所を変更します。

●設置場所

変更前 大子町特産品流通公社「グランだ
いご」（大子636-1）



変更後 農林課仮庁舎（中央公民館敷地内）

●利用時間 9：00～16：00

●必要サンプル量

500g（玄米、精米が測定できます。）

●測定時間 約1分

●利用料 無料

問合せ 農林課農林担当 Tel72-1128

食生活改善推進員による料理教室

行事食や郷土料理、季節の食材等を利用して料理教室を開催します。ぜひ御参加ください。

●献立 手作りすあま

●日時 12月11日（水）
9：30～13：00

●場所 保健センター

●定員 24人

●持ち物 エプロン、三角巾、筆記用具

●参加料 無料

●申込み 12月6日（金）までに健康増進課へ電話でお申し込みください。定員になり次第締め切ります。

問合せ 健康増進課 Tel72-6611

令和元年台風第19号による被災事業者向け支援策等説明会

令和元年台風第19号により被害を受けた事業者の皆さんを対象に、地域経済、雇用の早期回復、速やかな復興の実現を図るため、被災事業者向け支援策等説明会を開催します。

●日 時 11月29日(金) 13:15~16:00 (受付13:00~)

●場 所 中央公民館 講堂

●対象者 被災事業者

●プログラム ※変更の可能性があります。

1. 政府の支援策(生活・生業再建支援パッケージ等)について
 - ①中小・小規模事業者への支援策/経済産業省 関東経済産業局
 - ②厚生労働省の支援策/厚生労働省 茨城労働局
 - ③災害を受けた場合の国税の手続等について/太田税務署
2. 県の支援策について

※説明会終了後、各機関の担当者が会場にて個別に御相談等をお受けします。

●申込み 当日、会場にお越しください。事前申込みは不要です。

●参 考 【経済産業省HP】被災中小企業・小規模事業者の支援策
<https://www.chusho.meti.go.jp/2019saigai/index.html>

●主 催 大子町、茨城県、経済産業省関東経済産業局

●共 催 ハローワーク常陸大宮、大子町商工会

問合せ 観光商工課 TEL72-1138

みんなで作ろう!たこ作り教室

来年のお正月は、自分で作った「たこ」を揚げてみませんか?

たこ作りの名人が親切、丁寧に作り方やあげ方を教えてくれます。ぜひ御参加ください。

●日 時 12月21日(土) 9:00~12:00

●場 所 中央公民館 講堂

●参加者 大子町民(年齢は問いません。)

●申込み 12月13日(金)までに中央公民館内の大子町青少年育成町民会議大子地区会議事務局へ、電話か、窓口でお申し込みください。

●募集人数 30人

●参加費 1人200円(作成する方のみ) ※当日徴収します。

問合せ 大子町青少年育成町民会議大子地区会議事務局
教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

大子町議会定例会FM放送 変更のお知らせ

大子町議会定例会の一般質問の様子をFMだいで生放送していますが、第4回定例会については、現在、生放送が困難なため録音放送になります。

●放送時間 一般質問当日の午後2時から
(12月9日~11日予定)

第4回定例会の日程については、町ホームページ等でお知らせします。

問合せ 議会事務局 TEL72-1115

北朝鮮当局による人権侵害問題 に対する認識を深めましょう

毎年12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問合せ 大子警察署警備課
TEL72-0110